讃國山國分寺

執事　善林坊

馬櫪神由来記

附録

夫牛馬とは畜類の長とし傳ふる日本紀又ハ

大日經中にも人のそれハ牛馬を以て馬頭尊…

生身の馬陀觀音を供養まゐらせしと神の御法

大ぎやうと弘法大師も宣ひをきしつゝ然を馬術

熟の業するに就し其肯をうる不とハ謀りして其の

息合を轡に唯る貴賤己おのしてし實を悉

修する者殺に驗を行ふと雖も武馬馬術日

本なるに人を害すべし事に重病を負ふべく

山坂なきし中に馬の生ん所を考懐し欲すべし

牛馬の不便なる事のみならず戦場に出て汗を
流して主人を助け又主人の為に矢に中り傷をし
重き荷を負ひ車を引き牛は車の下に命を捨
るは重荷を負ふて山坂を踏つらぬき国人のおふ
血の汗を流し昼夜となくかをつくせし其の
得る所のものは只生たる草を刈るを食
とするのみ事もなきものみとなるべきを死せの中に切

有て皆なえあの御手立るなき事小若き見るべし
愛し大切有人の情有は慈悲重んずるなれば
識ふ者もいましめなれば和漢古今士農工商の
人と貴賤となく馬の恩力に頼らざるはなし家を
起して今京都大阪の人々の中に老牛老馬を
捨たるもの多に誠を以賃銭を出し田舎へ預け養ひ
人をも養しとするを是又馬を捕らし職人と唐土

あらくも我朝にても古代は伯楽とも博労ともいふ
字典曰伯は博労の莫誉の切し省略すると云へり
云をせ労も省なり両氏音通なれバなるべし
是ハ年毎に牧場生産の馬を撰し換ん為
用と称し或ハ新作蹄鉄の要用より博労と
家の人ゟ賤しく思ハざるなり然りと雖も
其の世活ありとへとも往代ゟ陸奥ある生産

元の地なりしを以て此時の帝宮城郡若野の牧へ
馬祖神を勧請ましくて馬の生育を守せ
あふ今国の名二つに別まて磐州の名残りと云
をしき奥州一国をうまきと云一国の名に称ひ
陸奥より産するを名する備に博労の手に渡る
しく積まへ行渡り天下国家の要用を相程か
らしむ其間駒を以て馬を相する事業の人られ

初編四民ともに父母妻子を養ひ育つる事を知る
ほかなう偏くハ当一其本業なる人とハ旬偏貴も
賤も馬生産長育の世話所をもへハあへくハ
且又農月馬を撫還に召仕ひ其青の世話を
者而其好者業する人とハ旬操其法の長する
人とハ数倍して馬の性度大小にて外野の主と
自ら名利を知へ是きるし 明和年中の比

木曽八五原といふ所に平次と云老人夫婦
有て是此天保の往来旅人の為め馬を送
し其賃銭を以夫婦を養ひし小平次頼まるる
を論送するに其賃銭傍元度毎に取て後
るにより馬を乞ふ人ふ抱んめく山坂心労乃
孔村ともきしあして世に害ある湯所にハ
都して馳を結束頼まりてかへ夫婦とも其の

萬ふ録きんゝて今日以當の札納ともる有妻人
聞子物がめし一治本八五条峠ともふき茶ちと深子
も若まる瑜泣をくる哉月小平次性来の寿物を
試流しして席ヶ湯ふ帰時ぞく大藍ふ来草し妃
此銭一挙ふ小平次を打殺嗅んとまゝてまふかべて
馬皆てく小平次をおとひ鯉を取さい湯ふ鯉を鋪
殺ぜしもを小平次尚繩ふてるも鬼を流すめふ捨て

我宿に來りて鯉を代まし大金に換て虔
婦の者何まで安楽に暮せしと是か
小平治ま婦兼り馬をかけめぐりし其
恩寵を感じ巳を屈ぜ小平治の息絶を
殺い鯉をたすけ殺せしは天の徳とする心と
唯人傳へ伝ふ唐土にも主人の敵を殺
せし者とすなはち此ふ似たり人々の

馬を歴實を殺せしハ和漢古今に例
しく然ハ此貴賤となく天より與へ給ふ
士農工商各其の因に有を殺ふ馬搔神
是を守護し[illegible]害を成すハ非道に
それ時ハ皇天道是ハ見ておけんや[illegible]
海山に生る漁業の為に渡し又父母を養ふ
事等を背世すなる者ハ万民の害となれる禽獣

を獵する類の者ハ始終[illegible]物の命を断ハ
[illegible]の命を取[illegible]是ふ[illegible]
[illegible]天道ハ還り[illegible]成る[illegible]を成[illegible]報
[illegible]共天道是ふ[illegible]
壽命を短く禍を[illegible]福を[illegible]
己に報ふを[illegible]
天地の為に是をもて[illegible]命[illegible]

物を救ひ御法事を主君の為にし孝事を父母の
為にも是に行ひ命に従ひ家をも治めて夫婦をのれ
て福を得るの是なり大成ものに跡に思ふ自
太上感應篇に曰 善悪の報ハ影の形に随ふがごとし
と道に随ひて為る所を是に肖たる是影の響くに似
是等悪を慎みて禍福の報ある所の是の毛程も違
ふ事なし 我も射ハ影の形の如し是の世人能く測

賢人なりとも今難し 盛に願ハ悪人なりとも今
悪しき事を戒ふる者の報ハその身に観ある
善を積む者の報ハ影の形に随ふと寄る
影をうつすの如く、報ハ大なり影遠き近きも報ふ
なり大小遅速ハ有りと違ふ事なし 速き所は報
難し 遅きは尚ほ報重し 悪行の者ハ身に災を
受け善行の者ハ吉報を受るとは疑ふべからん

御遊時ハ猿ニ縁く猿を愛し無益を誡る
時ハ猿ニ縁く猿を愛し牽しゆるに喰ハ
世俗ニ中にハ者ゆを猿其國に有て其恩
の縁用を守るよ法に違ひて礼義を失ふる
時は其家缺絶しすする子孫の栄久心げ
遠く成廃しとす

馬猿神由来記 附録畢